

横浜市北部汚泥資源化センター汚泥処理・有効利用事業 事業契約の内容について

横浜市は、「横浜市北部汚泥資源化センター汚泥処理・有効利用事業」の事業契約を締結したので、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号）第 15 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり事業契約の内容を公表する。

平成 28 年 8 月 31 日

横浜市長 林 文子

記

1 公共施設等の名称及び立地

横浜市北部汚泥資源化センター 下水汚泥燃料化施設、汚泥焼却炉、改良土プラント
横浜市鶴見区末広町一丁目 6 番地の 1 横浜市北部汚泥資源化センター内
横浜市鶴見区末広町一丁目 6 番地の 8 改良土プラント内

2 選定事業者の商号又は名称

横浜市鶴見区末広町二丁目 1 番地
株式会社横浜 B a y L i n k
代表取締役 大橋 一聡

3 契約期間

平成 28 年 8 月 31 日から平成 51 年 3 月 31 日

4 契約金額

41,864,793,142 円（税込）

5 公共施設等の整備等の内容

(1) 処理方式

低温炭化燃料化方式、循環流動床式

(2) 計画処理量

124,000t/年（400t/日×310日/年）

6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事項に関する事業契約内容は、事業契約書における以下の条項のとおりである。

(市による任意解除等)

第100条 市は、事業者に対して、180日以上前に通知を行うことにより、この契約を解除により終了させることができる。

- 2 市は、この契約に関して落札者の構成員に基本協定書第8条第1項各号のいずれかに掲げる事由が生じたときには、この契約を解除することができる。
- 3 市は、第2項の規定によりこの契約を解除したときは、事業者が被った損害を賠償することを要しない。

(事業者の債務不履行等による解除)

第101条 市は、契約期間中、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対して書面により通知した上で、この契約を解除することができる。

- (1) 事業者が、本業務の実施を放棄し、かつ、3日以上にわたりその状態が継続したとき。
 - (2) 事業者が第10条に定める契約保証金又はこれに代わる担保を納付しないとき。
 - (3) 事業者が破産、会社更生、民事再生、特別清算又はその他の倒産手続について事業者の取締役会でその申立てを決議したとき、又は第三者（事業者の取締役を含む。）によってその申立てがなされたとき。
 - (4) 事業者が業務報告書に重大な虚偽記載を行ったとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、事業者がこの契約の債務を履行せず、市が相当期間の催告をしても事業者が催告に係る債務の履行をしないとき。
 - (6) 第1号から第5号までに掲げるもののほか、事業者がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと市が認めたとき。
 - (7) 事業者が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は、その構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しないものの統制下にある者となったとき。
 - (8) モニタリング計画により市がこの契約を解除できるとき。
- 2 市は、新設施設の引渡し前において、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対して書面により通知した上で、この契約を解除することができる。
- (1) 事業者が、新設施設の設計又は本件工事に着手すべき期日を過ぎても設計又は本件工事に着手せず、市が、事業者に対し、相当の期間を定めて催告しても、当該遅延が事業者の責めに帰すことができない事由により生じたことの合理的な説明がないとき。
 - (2) 事業者の責めに帰すべき事由により、引渡予定日に新設施設の引渡しが行われないうとき、又は引渡予定日における引渡しの見込みが明らかでないときと市が認めたとき。

(市の債務不履行等による解除)

第102条 事業者は、市がこの契約上の重要な義務に違反し、かつ、事業者による通知の後60日以内に当該違反を是正しないとき、又は市の責めに帰すべき事由により事業者がこの契約を

履行できずこの契約の目的を達することができないとき、この契約を解除により終了させることができる。

(法令変更による契約の終了)

第111条 市は、この契約の締結後における法令変更により本事業の継続が困難又はこの契約の履行のために多大な費用を要すると判断したときは、事業者と協議のうえ、この契約の全部を解除により終了させることができる。

(不可抗力への対応)

第114条 事業者は、不可抗力によりこの契約の一部若しくは全部が履行不能となったとき、又は解体施設若しくは管理運営対象施設に重大な損害が発生したときは、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく、要求水準書及び管理運営業務計画書に従い適切な範囲内で対応を行うものとする。

(不可抗力による契約の終了)

第115条 第113条第1項の規定にかかわらず、不可抗力が生じた日から60日（第113条第3項の規定に基づき伸長された場合は伸長後の期間）以内に市及び事業者が合意に至らないときは、市は、同条第2項の規定にかかわらず、事業者に書面により通知することにより、この契約の全部を解除により終了することができるものとする。

7 契約終了時の措置に関する事項

本事項に関する事業契約内容は、事業契約書における以下の条項のとおりである。

(契約期間)

第96条 この契約は、締結の日から効力を生じ、平成51年3月31日をもって終了する。

2 事業者は、この契約の終了をもってこの契約に基づく業務の履行を終了する。

(契約終了前の確認等)

第97条 この契約の期間満了による終了にあたり、市は、管理運営対象施設について要求水準書で定める試験及び確認等を実施し、事業者はこれに協力しなければならない。

(契約終了時の管理運営対象施設の移管)

第98条 事業者は、要求水準書に定める契約終了時の業務を全て履行し、要求水準書に定める契約期間終了時の業務要求水準を満たした上で、事業者の契約の期間満了日に管理運営対象施設施設の管理を市に移管しなければならない。

2 事業者は、管理運営対象施設の次期運営主体への引き継ぎに協力しなければならない。

(契約の終了の効果)

第99条 事業者は、この契約が終了した場合において、本敷地若しくは新設施設又は管理運営対象

施設内に事業者が所有し、又は管理する工事材料、建設・業務機械器具、仮設物その他の物件（本事業を構成する各業務の委託を受けた者又は業務を請け負った者が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、当該物件等を直ちに撤去し、市の確認を受けなければならない。

- 2 事業者は、契約期間満了以外の事由によりこの契約が終了した場合には、前項の業務を全て終了した日から10日以内に最後の業務報告書を市に提出し、市の確認を受けるものとする。
- 3 事業者は、契約終了時において管理運営対象施設が業務要求水準を満たすことを確認した上で、市に管理を移管するものとする。契約終了時に管理運営対象施設が業務要求水準を満たしていないと認められるときは、事業者は、自らの責任及び費用において、管理運営対象施設（事業者が管理運営を開始していないものを除く。）を業務要求水準を満たす状態に補修し、市の確認を受けなければならない。なお、市と事業者は、契約期間の満了日の5年前から、要求水準書に従い管理運営対象施設の取扱について協議を開始する。
- 4 この契約の終了後1年以内に管理運営対象施設（事業者が管理運営を開始していないものを除く。）について、大規模修繕又は不測の更新、修繕等（不可効力及び市の故意又は過失によるものを除く。）が必要となったときは、市は、事業者に対し、かかる大規模修繕等を実施すること又はかかる大規模修繕等に要した費用を負担することのいずれかを請求できるものとする。
- 5 前項に基づく市の事業者に対する請求を担保するため、事業者はこの契約終了後1年間は解散してはならない。ただし、前項による市の請求に基づく事業者の債務を市の認める者が引き受けたときは、この限りではない。

（引渡前の新設施設に対する解除の効力）

第103条 市は、各新設施設についてその引渡し前に第100条第1項、第102条、第111条又は第115条の規定によりこの契約が解除されたときは、自己の責任及び費用により当該新設施設の出来高部分（設計図書及び解体業務の出来高部分を含む。以下同じ。）を検査のうえ、当該検査に合格した部分（以下「合格部分」という。）を事業者より買い受け、合格部分の引渡しを受けるものとする。この場合において、市は、必要があると認めるときは、その理由をあらかじめ事業者へ通知のうえ、出来高部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 各新設施設について、その引渡し前に第100条第2項、第101条第1項又は第2項の規定によりこの契約が解除された場合において、市が本敷地の着工時又は解体業務終了時への原状回復が社会通念上合理的であると判断した場合を除き、事業者は事業者の責任及び費用において当該出来高部分の検査を受けるものとし、市は合格部分を事業者より買い受け、その引渡しを受けるものとする。市が本敷地の解体業務終了時への原状回復が社会通念上合理的であると判断した場合は、事業者はその費用において速やかに本敷地を原状に回復して市に明け渡すものとし、設計図書及び解体業務の合格部分のみ市が買い受けるものとする。
- 3 第101条第1項又は第2項の規定によりこの契約が解除された場合において、市が前項の規定により合格部分の引渡しを受けたときは、市は、合格部分に相当する対価支払債務及びサービス購入料の未払債務と事業者の第106条第2項の規定による違約金支払債務とを対当額で相殺することができる。

- 4 この契約が解除された場合において、市が第1項又は第2項の規定により合格部分の引渡しを受けたときは、市は、合格部分に相当する対価を支払うものとする。

(管理対象施設に対する解除の効力)

第105条 各新設施設について、この契約の解除が引渡し後になされたものであるときは、市は、引渡済の各新設施設の所有権を保持するものとする。市は、サービス購入料Aで未払いのものがあるときは、解除前の支払スケジュールに従ってこれを支払う。

- 2 市は、この契約が解除された日から10日以内に、管理運営業務が開始されている管理運営対象施設の現況を検査するものとし、当該検査により、当該管理運営対象施設に事業者の責めに帰すべき事由による損傷等が認められるときは、事業者に対してその修繕を求めることができる。この場合において、事業者は、必要な修繕を実施した後、速やかにその旨を市に通知しなければならないこととし、市は、当該通知の受領後10日以内に当該修繕の完了の検査を行わなければならない。
- 3 事業者は、前項の手續の終了後速やかに、管理運営業務が開始されている管理運営対象施設の管理運営業務を市又は市が指定する者に引き継ぐものとする。
- 4 市は、この契約が解除された場合において、前項の規定により市又は市の指定する者が管理運営業務の引継ぎを受けたときは、引き継ぎが終了した施設にかかるサービス購入料Bの未払いの部分があるときは、事業者に対しこれを支払う。

(違約金等)

第106条 第100条第2項の規定に該当するときは、この契約が解除されるか否かにかかわらず、市は、基本協定書第11条に従い、入札金額の100分の10に相当する金額の賠償金の支払を落札者の構成員に請求するものとし、この契約が解除される場合であっても、第103条又は第104条に基づく既履行部分の清算を除き、市及び事業者は、契約解除に関し損害賠償等の請求を相互に行わないものとする。

- 2 事業者は、第101条第1項又は第2項の規定によりこの契約が解除されたときは、次に掲げる額の合計額を違約金として市が指定する期限までに支払わなければならない。
- (1) 新設施設のうち第46条の引渡しが無了のものについて、当該新設施設にかかる設計建設費の10分の1に相当する額
 - (2) 解除の日が属する事業年度の管理運営業務に対して支払われるものと規定されているサービス対価Bの金額から新設施設のうち第46条の引渡しが無了のものにかかる部分を除いた額の10分の1に相当する額
 - (3) 改良土プラント(新設)が運営開始しているときは、契約解除日が属する事業年度における改良土の売上予想額(提案書で想定する改良土の売上高。消費税を含む。)
 - (4) 改良土プラント(解体)の解体が無了のときは、その解体業務に要する費用の10分の1に相当する額
- 3 前項第1号に掲げる場合において、市は、受領した履行保証保険契約の保険金をもって違約金に充当することができる。充当後、なお不足があるときは、事業者は速やかに不足する金額を市に支払わなければならない。

- 4 事業者は、第2項の場合において解除により市が被った損害額が違約金の額を上回るときは、その差額を市の請求に基づき、支払わなければならない。
- 5 市は、この契約が次に規定する条項により解除されたときは、新設施設の買取代金及び未払のサービス対価Bを支払うほか、次に定める金額を負担する。
 - (1) この契約が第100条第1項又は第102条第1項の規定により解除されたときは、解除により事業者が生じた損害。
 - (2) この契約が第111条又は第115条により解除されたときは、事業者がこの契約による履行を終わらせるために要する費用。

(保全義務)

第107条 事業者は、契約解除の通知の日から第103条第1項若しくは第2項の規定による合格部分の引渡し又は第103条第3項の規定による管理運営業務の引継ぎの完了の時まで、新設施設の出来高部分又は管理運営対象施設について、自らの負担で必要最小限の維持保全に努めなければならない。

- 2 前項の維持保全の費用については、契約解除が第100条第1項又は第102条によるときは市が、契約解除が第111条によるときは解除の原因に応じ別紙13に準じて市又は事業者が、契約解除が第115条によるときは別紙4に準じて市及び事業者が、契約解除が第100条第2項若しくは第101条第1項又は第2項によるときは事業者が、それぞれ負担するものとする。

(関係書類の引渡し等)

第108条 事業者は、第103条第1項若しくは第2項の規定による合格部分の引渡し又は第105条第3項の規定による管理運営業務の引継ぎの完了と同時に、設計図書、完成図書（引渡し前に解除された新設施設にあつては、図面等は、事業者が既に作成を完了しているものに限る。）、解体業務又は新設施設の建設に係る書類その他新設施設の設計、建設及び管理運営対象施設の管理運営に必要な一切の書類を市に引き渡さなければならない。

- 2 市は、前項の規定により引渡しを受けた書類について、解体施設の解体撤去、新設施設の設計建設、管理運営対象施設の管理運営、及びその他本センターの管理運営のために必要な範囲で無償で使用（複製、頒布、改変及び翻案を含む。次項において同じ。）に供することができるものとする。
- 3 前項の場合において、事業者は、市による書類の使用が第三者の著作権及び著作者人格権を侵害しないよう必要な措置を講じなければならない。